



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	公有水面埋立免許願書及び関係図書の縦覧	港湾局経営課	1
告示	街区の区域の変更及び新設(垂水区学が丘5丁目)	地域協働局住民課	9
告示	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新	地域協働局地域活性課	12
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	13
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	14
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	15
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	16
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	18
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	19
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	環境局事業系廃棄物対策課	20
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	21
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	24
告示	電線共同溝を整備すべき道路の指定(市道 山手幹線)	建設局道路工務課	26
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 神戸方面第16号線)	建設局道路管理課	27
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 魚崎町合併26号線)	建設局道路管理課	28
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(フォリア西神南建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	29
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(研究学園4団地建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	30
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(BRANCH 神戸学園都市)	経済観光局経済政策課	31
公告	都市公園の拡張(須磨寺公園)	建設局公園部管理課	34
公告	神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の権利変換計画決定に係る権利変換計画の縦覧	都市局工務課	35
公告	神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の事業計画の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧	都市局工務課	36
公告	神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の事業計画の変更	都市局工務課	37
公告	開発行為に関する工事の完了(須磨区車字ほか)	都市局都市計画課	38
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局給水課	41
教育委員会	神戸市教育委員会公告式に関する規則	教育委員会事務局総務課	42
教育委員会	神戸市教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程の一部を改正する訓令	教育委員会事務局総務課	43

神戸市告示第 239 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定に基づき、その要領を告示するとともに公有水面埋立免許の願書及び関係図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年8月7日

神戸港港湾管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

1 出願の要領

(1) 出願人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

ア 出願人の名称

神戸市

イ 出願人の住所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

ウ 代表者の氏名

神戸市長 久元 喜造

(2) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

ア 埋立区域

(7) 位置

1) 全体

神戸市中央区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地並びに同区新港町68番地、74番地及び94番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町94番地並びに同区新港町94番地及び98番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町98番地の地先公有水面

2) 第1工区

神戸市中央区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地の地先公有水面

3) 第2工区

神戸市中央区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地並びに同区新港町68番地、74番地及び94番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町94番地並びに同区新港町94番地及び98番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町98番地の地先公有水面

(イ) 区域

1) 全体

次の①の地点から⑮の地点までを順次結んだ線及び⑮の地点と①の地点を結ぶ令和6年秋分の満潮位（K. P. +1.68m）における公有水面と既設物揚場との境界線により囲まれた区域。

ただし、一般国道2号（神戸浜手バイパス）の橋脚部（aの地点（基点から215度12

分08秒 249.75mの地点) から b の地点 (基点から217度36分59秒 238.74mの地点) を通り a の地点に至る令和6年秋分の満潮位 (K. P. +1.68m) における公有水面と既設工作物との境界線により囲まれた区域及び c の地点 (基点から224度54分54秒 293.40mの地点) から d の地点 (基点から227度10分13秒 283.62mの地点) を通り c の地点に至る令和6年秋分の満潮位 (K. P. +1.68m) における公有水面と既設工作物との境界線により囲まれた区域) を除く。

①の地点 基点 (街区多角点 10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒) から205度05分25秒

234.42mの地点

②の地点 基点から205度46分14秒

236.00mの地点

③の地点 基点から206度08分57秒

233.32mの地点

④の地点 基点から226度29分16秒

317.27mの地点

⑤の地点 基点から226度03分30秒

319.25mの地点

⑥の地点 基点から226度40分59秒

323.49mの地点

⑦の地点 基点から227度06分39秒

321.54mの地点

⑧の地点 基点から230度50分21秒

350.59mの地点

⑨の地点 基点から230度25分36秒

352.39mの地点

⑩の地点 基点から230度39分03秒

354.33mの地点

⑪の地点 基点から232度40分03秒

345.77mの地点

⑫の地点 基点から232度35分21秒

345.07mの地点

⑬の地点 基点から252度55分08秒

294.75mの地点

⑭の地点 基点から252度57分27秒

295.58mの地点

⑮の地点 基点から254度06分07秒

294.23mの地点

2) 第1工区

次の⑭の地点から⑮の地点までを順次結んだ線及び⑮の地点と⑭の地点を結ぶ令和6年秋分の満潮位 (K. P. +1.68m) における公有水面と既設物揚場との境界線により

囲まれた区域。

- ④の地点 基点（街区多角点 10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から190度31分04秒
112.24mの地点
- ④の地点 基点から250度13分39秒
298.45mの地点
- ⑬の地点 基点から252度55分08秒
294.75mの地点
- ⑭の地点 基点から252度57分27秒
295.58mの地点
- ⑮の地点 基点から254度06分07秒
294.23mの地点

3) 第2工区

次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線及び④の地点と①の地点を結ぶ令和6年秋分の満潮位（K.P. +1.68m）における公有水面と既設物揚場との境界線により囲まれた区域。

ただし、一般国道2号（神戸浜手バイパス）の橋脚部（aの地点（基点から215度12分08秒 249.75mの地点）からbの地点（基点から217度36分59秒 238.74mの地点）を通りaの地点に至る令和6年秋分の満潮位（K.P. +1.68m）における公有水面と既設工作物との境界線により囲まれた区域及びcの地点（基点から224度54分54秒 293.40mの地点）からdの地点（基点から227度10分13秒 283.62mの地点）を通りcの地点に至る令和6年秋分の満潮位（K.P. +1.68m）における公有水面と既設工作物との境界線により囲まれた区域）を除く。

- ①の地点 基点（街区多角点 10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から205度05分25秒
234.42mの地点
- ②の地点 基点から205度46分14秒
236.00mの地点
- ③の地点 基点から206度08分57秒
233.32mの地点
- ④の地点 基点から226度29分16秒
317.27mの地点
- ⑤の地点 基点から226度03分30秒
319.25mの地点
- ⑥の地点 基点から226度40分59秒
323.49mの地点
- ⑦の地点 基点から227度06分39秒
321.54mの地点
- ⑧の地点 基点から230度50分21秒
350.59mの地点

⑨の地点 基点から230度25分36秒

352.39mの地点

⑩の地点 基点から230度39分03秒

354.33mの地点

⑪の地点 基点から232度40分03秒

345.77mの地点

⑫の地点 基点から232度35分21秒

345.07mの地点

⑬の地点 基点から250度13分39秒

298.45mの地点

⑭の地点 基点から190度31分04秒

112.24mの地点

(㊦) 面積

第1工区 7,712.28平方メートル

第2工区 24,278.36平方メートル

合 計 31,990.64平方メートル

イ 埋立てに関する工事の施行区域

(7) 位置

1) 全体

神戸市中央区波止場町46番地の地先公有水面並びに同区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地並びに同区新港町74番地並びに同区新港町68番地、74番地及び94番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町94番地並びに同区新港町94番地及び98番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町98番地の地先公有水面及び同地内

2) 第1工区

神戸市中央区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地並びに同区新港町68番地の地先公有水面及び同地内

3) 第2工区

神戸市中央区波止場町46番地並びに同区波止場町46番地、48番地の1、47番地の1、53番地及び56番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町33番地並びに同区新港町34番地の地先公有水面並びに同区新港町68番地並びに同区新港町74番地並びに同区新港町68番地、74番地及び94番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町94番地並びに同区新港町94番地及び98番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区新港町98番地の地先公有水面及び同地内

(イ) 区域

1) 全体

次の各点を順次結んだ線及びアの地点とニの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

アの地点	基点（街区多角点10A36 秒）から212度55分33秒 518.03mの地点	北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174
イの地点	基点から215度42分28秒 486.31mの地点	
ウの地点	基点から223度08分04秒 409.81mの地点	
エの地点	基点から229度50分45秒 370.61mの地点	
オの地点	基点から239度37分10秒 337.99mの地点	
カの地点	基点から255度52分11秒 306.84mの地点	
キの地点	基点から254度46分07秒 279.87mの地点	
クの地点	基点から253度59分36秒 280.72mの地点	
ケの地点	基点から250度38分55秒 225.41mの地点	
コの地点	基点から194度28分22秒 65.40mの地点	
サの地点	基点から185度38分18秒 168.88mの地点	
シの地点	基点から185度47分07秒 173.13mの地点	
スの地点	基点から207度06分26秒 204.55mの地点	
セの地点	基点から204度14分01秒 220.94mの地点	
ソの地点	基点から202度53分53秒 229.69mの地点	
タの地点	基点から205度05分25秒 234.42mの地点	
チの地点	基点から200度53分21秒 265.74mの地点	
ツの地点	基点から194度36分41秒 336.08mの地点	
テの地点	基点から211度15分58秒 389.35mの地点	
トの地点	基点から206度55分34秒	

438.00mの地点

ナの地点 基点から205度09分35秒

430.58mの地点

ニの地点 基点から202度50分42秒

466.25mの地点

2) 第1工区

次の各点を順次結んだ線及びヌの地点とネの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

ヌの地点 基点（街区多角点10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から251度15分32秒

312.54mの地点

カの地点 基点から255度52分11秒

306.84mの地点

キの地点 基点から254度46分07秒

279.87mの地点

クの地点 基点から253度59分36秒

280.72mの地点

ケの地点 基点から250度38分55秒

225.41mの地点

コの地点 基点から194度28分22秒

65.40mの地点

ネの地点 基点から188度28分15秒

111.72mの地点

3) 第2工区

次の各点を順次結んだ線及びアの地点とニの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

アの地点 基点（街区多角点10A36 北緯34度41分10.4368秒 東経135度11分36.2174秒）から212度55分33秒

518.03mの地点

イの地点 基点から215度42分28秒

486.31mの地点

ウの地点 基点から223度08分04秒

409.81mの地点

エの地点 基点から229度50分45秒

370.61mの地点

オの地点 基点から239度37分10秒

337.99mの地点

ヌの地点 基点から251度15分32秒

312.54mの地点

ネの地点 基点から188度28分15秒

	111.72mの地点
サの地点	基点から185度38分18秒
	168.88mの地点
シの地点	基点から185度47分07秒
	173.13mの地点
スの地点	基点から207度06分26秒
	204.55mの地点
セの地点	基点から204度14分01秒
	220.94mの地点
ソの地点	基点から202度53分53秒
	229.69mの地点
タの地点	基点から205度05分25秒
	234.42mの地点
チの地点	基点から200度53分21秒
	265.74mの地点
ツの地点	基点から194度36分41秒
	336.08mの地点
テの地点	基点から211度15分58秒
	389.35mの地点
トの地点	基点から206度55分34秒
	438.00mの地点
ナの地点	基点から205度09分35秒
	430.58mの地点
ニの地点	基点から202度50分42秒
	466.25mの地点

(ウ) 面積

第1工区	9,672.16平方メートル
第2工区	58,257.91平方メートル
合 計	67,930.07平方メートル

(3) 埋立地の用途

交流厚生用地、緑地

(4) 出願の年月日

令和7年7月22日

2 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和7年8月7日（木）から令和7年8月27日（水）まで

(2) 縦覧の場所

- ア 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号
神戸市港湾局経営課
- イ 神戸市中央区東町115番地

神戸市中央区総務部地域協働課

神戸市告示第248号

次のとおり街区の区域を変更及び新設するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 街区の区域の変更及び新設

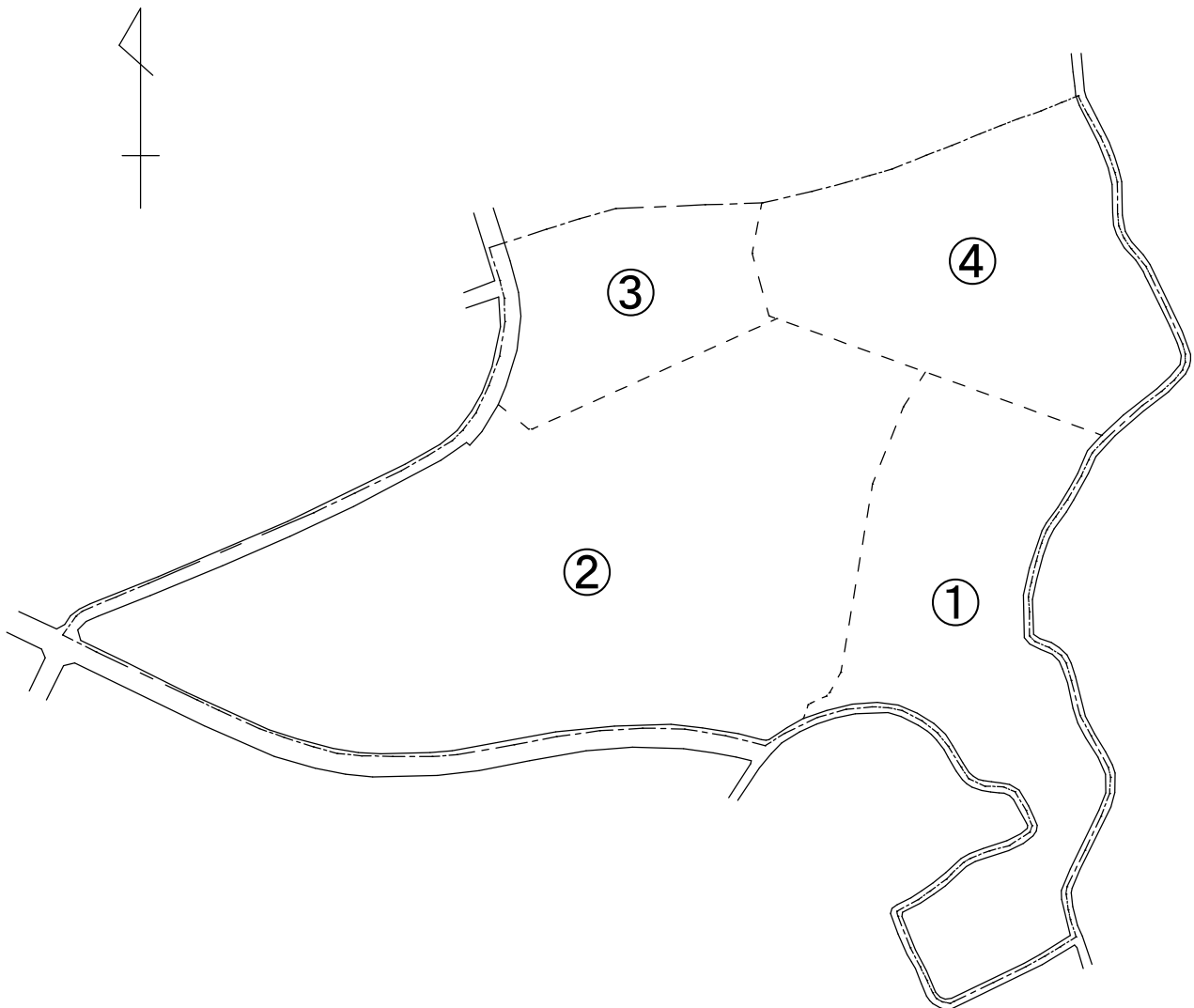
別図1の垂水区学が丘5丁目2街区、3街区、4街区の区域を別図2に示すとおり変更し、同図に示すとおり、5街区を新設する。

2 実施する期日

令和7年8月19日

別図 1

垂水区学が丘5丁目

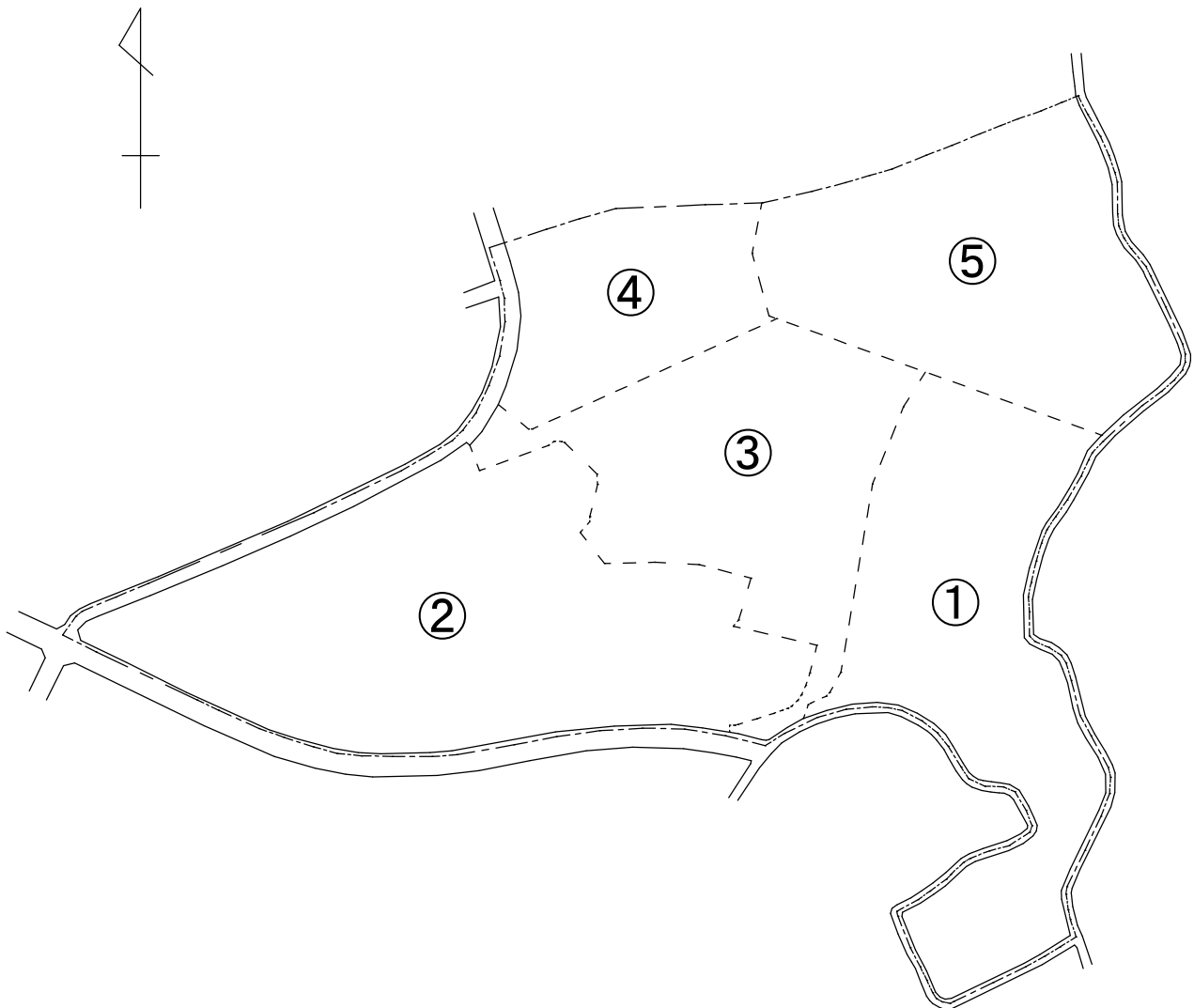


凡 例	
町 界	— — — — —
街 区 界	- - - - -
街区番号	①

1 : 5 0 0 0

別図 2

垂水区学が丘5丁目



凡 例	
町 界	— — — — —
街 区 界	- - - - -
街区番号	①

1 : 5 0 0 0

神戸市告示第249号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

法人名	NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ
代表者	正井 禮子
所在地	神戸市中央区元町通6丁目7番9号 秋毎ビル1階
目的	この法人は、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、その能力を発揮することができ、安心してのびやかに生きることができるよう、すべての人に対して、女性や子どもの人権の擁護や福祉の増進に関する事業を行い、男女共同参画社会の形成と子どもの健全育成の推進に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和7年3月23日から令和12年3月22日まで）

神戸市告示第250号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止辞退の年月日	サービスの種類
2890200237	n o n デイサービス	兵庫県神戸市灘区福住通1丁目1番18号 ル・パレ福住1F	n o n 合同会社	兵庫県神戸市灘区福住通一丁目1番18号 ル・パレ福住1F	令和7年6月30日	地域密着型 通所介護

神戸市告示第251号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890700459	サロン・ド・キッチン北須磨	兵庫県神戸市須磨区車1056-8 重田工務店ビルディング1階	株式会社のどの	兵庫県神戸市須磨区衣掛町3丁目1番20号	令和7年7月1日	地域密着型通所介護
2890800754	リハビリホームディアオ	兵庫県神戸市垂水区小束山六丁目8番地8	合同会社ラニウェル	兵庫県神戸市垂水区小束山六丁目8番地8	令和7年7月1日	地域密着型通所介護
2895200570	小規模多機能型居宅介護 西神ひらの	兵庫県神戸市西区平野町印路字新池谷 2584	社会福祉法人神戸日の出会	兵庫県神戸市西区平野町印路字下四ツ塚 887-8	令和7年7月1日	介護予防小規模多機能型居宅介護
2895200570	小規模多機能型居宅介護 西神ひらの	兵庫県神戸市西区平野町印路字新池谷 2584	社会福祉法人神戸日の出会	兵庫県神戸市西区平野町印路字下四ツ塚 887-8	令和7年7月1日	小規模多機能型居宅介護

神戸市告示第252号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止辞退の年月日	サービスの種類
2875104131	異人館の丘	兵庫県神戸市中央区元町通4丁目6番17号2階	特定非営利活動法人神戸パートナーズ	兵庫県神戸市中央区北野町3丁目7番1号	令和7年6月8日	介護予防訪問サービス
2875104131	異人館の丘	兵庫県神戸市中央区元町通4丁目6番17号2階	特定非営利活動法人神戸パートナーズ	兵庫県神戸市中央区北野町3丁目7番1号	令和7年6月8日	生活支援訪問サービス
2890200237	n o n デイサービス	兵庫県神戸市灘区福住通1丁目1番18号 ル・パレ福住1F	n o n 合同会社	兵庫県神戸市灘区福住通一丁目1番18号 ル・パレ福住1F	令和7年6月30日	介護予防通所サービス

神戸市告示第253号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870504244	アットケア神戸	兵庫県神戸市兵庫区湊町4丁目2-12 リビース湊川208号209号	ATCAR E神戸合同会社	兵庫県神戸市兵庫区明和通二丁目2番2309号	令和7年7月1日	介護予防訪問サービス
2870504244	アットケア神戸	兵庫県神戸市兵庫区湊町4丁目2-12 リビース湊川208号209号	ATCAR E神戸合同会社	兵庫県神戸市兵庫区明和通二丁目2番2309号	令和7年7月1日	生活支援訪問サービス
2875004463	デイサービスつきひの和	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町3-3-37-1F	株式会社レベルナール	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町三丁目3番37号	令和7年7月1日	介護予防通所サービス
2890800754	リハビリホームディオ ao	兵庫県神戸市垂水区小東山六丁目8番地8	合同会社ラニウエル	兵庫県神戸市垂水区小東山六丁目8番地8	令和7年7月1日	介護予防通所サービス

28A0800041	T a r u m i B A S E C A M P	兵庫県神戸 市垂水区多 聞台2丁目 12-11 多 聞台ハイツ	株式会社ビ ュア・クリ オ	兵庫県神戸 市垂水区南 多聞台5丁 目4番7号	令和7年7 月1日	介護予防通 所サービス
2874002419	デイサービ スいつは	兵庫県姫路 市城北新町 2丁目17 -18	医療法人五 葉会	兵庫県姫路 市本町165	令和7年7 月1日	介護予防通 所サービス

神戸市告示第254号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止辞退の年月日	サービスの種類
2875104131	異人館の丘	兵庫県神戸市中央区元町通4丁目6番17号2階	特定非営利活動法人神戸パートナーズ	兵庫県神戸市中央区北野町3丁目7番1号	令和7年6月8日	訪問介護

神戸市告示第255号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870203326	居宅介護支援事業所ロイヤルプラン	兵庫県神戸市灘区桜口町4丁目5番12号フォーラム六甲306号	合同会社スマイルアルファ	兵庫県神戸市東灘区岡本三丁目5-16-1・2階	令和7年7月1日	居宅介護支援
2870504244	アットケア神戸	兵庫県神戸市兵庫区湊町4丁目2-12 リビース湊川208号209号	A T C A R E 神戸合同会社	兵庫県神戸市兵庫区明和通二丁目2番2309号	令和7年7月1日	訪問介護
2875004463	デイサービスつきひの和	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町3-3-37-1 F	株式会社レベルナール	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町三丁目3番37号	令和7年7月1日	通所介護

神戸市告示第256号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 委託先（指定公金事務取扱者の指定を受けた者）

名称	代表者職氏名	所在地
株式会社ザグザグ	代表取締役 森 信	岡山県岡山市中区清水369番地2

2 委託する公金事務の内容

神戸市事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務

3 指定公金事務取扱者の指定年月日

令和7年7月25日

4 委託期間

令和7年7月25日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第257号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管 及び返還の場所	自転車等が置かれ、又 は放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1 台	令和7年7月1日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摩耶駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	新在家駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲道駅周辺	自転車 22 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台	令和7年7月2日	
	J R 住吉駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	阪急御影駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	青木駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	魚崎駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神御影駅周辺	自転車 6 台	令和7年7月8日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	灘駅周辺	自転車 5 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲駅周辺	自転車 2 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台	令和7年7月9日	
	六甲駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲駅周辺	自転車 15 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	青木駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	魚崎駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	阪神御影駅周辺	自転車 9 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	岡本駅周辺	自転車 4 台	令和7年7月17日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 1 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	摂津本山駅周辺	自転車 1 台	令和7年7月17日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 1 台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	青木駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	魚崎駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	阪神御影駅周辺	自転車	5 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	1 台	令和7年7月18日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	灘駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摩耶駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	新在家駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲道駅周辺	自転車	31 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	33 台	令和7年7月23日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
	阪神御影駅周辺	自転車	12 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	阪急御影駅周辺	自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	令和7年7月24日
	灘区管内	自転車	7 台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	灘駅周辺	自転車	7 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	

神戸市告示第258号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和7年7月3日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和7年7月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 27台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 1台	令和7年7月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和7年7月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和7年7月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年7月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和7年7月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和7年7月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和7年7月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 40台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和7年7月29日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年7月30日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第 259号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路として令和7年8月19日付けで次のとおり指定をしたので，同条第4項の規定により告示する。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

指定をした道路の部分

市道山手幹線の区間のうち東灘区岡本2丁目3-1番地先から東灘区西岡本2丁目42-9番地先までの上下線

神戸市告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年8月20日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年9月2日まで一般の縦覧に供する。

令和7年8月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路 線 名	区 間	新 旧 別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	神戸方面第 16号線	神戸市中央区北野町2丁目 14番3地先から	新	19.60	3.00
		神戸市中央区北野町2丁目 14番3地先まで	旧	19.60	最大 2.10 最小 2.00

神戸市告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年8月20日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年9月2日まで一般の縦覧に供する。

令和7年8月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	魚崎町合併 26号線	神戸市東灘区魚崎中町3丁目536番1地先から	新	15.70	最大 3.70 最小 3.70
		神戸市東灘区魚崎中町3丁目536番27地先まで	旧	15.70	最大 3.40 最小 3.40

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和7年8月7日

神戸市長 久元 喜造

- 1 建築協定の名称
フォリア西神南建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区井吹台北町2丁目1番1 他

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
研究学園4団地建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区学園西町2丁目5番地の1 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和7年8月29日（金）
10時00分から10時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局603会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年8月19日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

B R A N C H神戸学園都市

神戸市垂水区小東山手2丁目868番1078 外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社マルハチ	神戸市中央区大日通1 丁目2番18号	代表取締役 栗花 正雄	
株式会社U-Force	神戸市垂水区つつじが 丘5丁目24番地の1	代表取締役 船越 秀樹	
株式会社ユニバー サル園芸社	大阪府茨木市大字佐保 193番地の2	代表取締役 安部 豪	
SSY 株式会社	岡山市北区上中野1丁 目18-17	代表取締役 笹谷 忠史	
アクサス株式会社	徳島県徳島市山城西4 丁目2番地	代表取締役 久岡 卓司	
株式会社アルカス インターナシヨナ ル	神戸市中央区港島中町 6丁目8番1	代表取締役 阪本 敏之	
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6 番56号	代表取締役 森 裕隆	
株式会社コロンブ スマン	東京都千代田区神田須 田町1丁目28番地	代表取締役 内田 和寿	令和6年9月30日 退店

株式会社 A.B.S.P	大阪市北区豊崎 2 丁目 6 番 22 号	代表取締役 池田 陽太郎	
株式会社ロイヤル	名古屋市中区栄 2 丁目 11 番 30 号	代表取締役 中根 智大	
株式会社キャメル 珈琲	東京都世田谷区代田 2 丁目 31 番 8 号	代表取締役 尾田 信夫	
萬理産業株式会社	神戸市灘区深田町 4 丁 目 1 番 1 号	代表取締役 尾上 博紀	
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚 2 丁 目 38 番地	代表取締役 河合 映治	令和 6 年 8 月 21 日 退店
株式会社ゾフ	東京都港区北青山 3 丁 目 6 番 1 号	代表取締役 上野 博史	
株式会社フェリピー プス	神戸市兵庫区中之島 2 丁目 1 番 1 号	代表取締役 美馬 都	
株式会社レーブド ウシエフ	神戸市垂水区名谷町 321 番地の 1	代表取締役 佐野 靖夫	
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 717 番地 1	代表取締役 柳井 正	
株式会社エービー シー・マート	東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 12 番 1 号	代表取締役 野口 実	
外 2 名			

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社マルハチ	神戸市中央区大日通 1 丁目 2 番 18 号	代表取締役 栗花 正雄	
株式会社 U-Force	神戸市垂水区つつじが 丘 5 丁目 24 番地の 1 ハ イムゼーリア 505 号室	代表取締役 船越 秀樹	住所誤記
株式会社ユニバー サル園芸社	大阪府茨木市大字佐保 193 番地の 2	代表取締役 安部 豪	
SSY 株式会社	岡山市北区上中野 1 丁 目 18-17	代表取締役 笹谷 忠史	
アクサス株式会社	徳島県徳島市山城西 4 丁目 2 番地	代表取締役 久岡 卓司	
株式会社アルカス インターナシヨナ ル	神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1	代表取締役 阪本 敏之	

株式会社 AOKI	横浜市都筑区葛が谷 6 番 56 号	代表取締役 森 裕隆	
株式会社 A.B.S.P	大阪市北区豊崎 2 丁目 6 番 22 号	代表取締役 池田 陽太郎	
株式会社ロイヤル	名古屋市中区栄 3 丁目 31 番 6 号	代表取締役 中根 智大	住所誤記
株式会社キャメル 珈琲	東京都世田谷区代田 2 丁目 31 番 8 号	代表取締役 尾田 信夫	
萬理産業株式会社	神戸市灘区深田町 4 丁目 1 番 1 号	代表取締役 尾上 博紀	
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	代表取締役 矢野 靖二	令和 6 年 10 月 25 日 新規出店
株式会社ゾフ	東京都港区北青山 3 丁目 6 番 1 号	代表取締役 上野 博史	
株式会社フェリピー プス	神戸市兵庫区新開地 6 丁目 1 番 5 - 705 号	代表取締役 美馬 都	住所誤記
株式会社レーブド ウシエフ	神戸市垂水区名谷町 321 番地の 1	代表取締役 佐野 靖夫	
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	代表取締役 柳井 正	令和 2 年 9 月 18 日 住所変更
株式会社エービー シー・マート	東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号	代表取締役 野口 実	住所誤記
外 2 名			

3 届出年月日

令和 7 年 2 月 7 日

4 縦覧期間

令和 7 年 8 月 19 日から令和 7 年 12 月 19 日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号

三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

都市公園を拡張するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 拡張する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
須磨寺公園	須磨区西須磨字立原谷 須磨区高倉町1丁目 須磨区高倉町2丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張

(2)供用開始の年月日

令和7年8月19日

神戸市公告

神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業に係る権利変換計画を定めるにあたり、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第216条第1項の規定により、当該権利変換計画を2週間公衆の縦覧に供するので、次のとおり公告します。

なお、法第216条第2項の規定により、施行区域内の土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者は、令和7年9月1日までに、当該権利変換計画について神戸市に意見書を提出する事ができます。

令和7年8月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 縦覧の開始の日

令和7年8月19日

2 場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階

神戸市都市局工務課

3 時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第184条において準用する第183条第1項の規定により、兵庫県知事から神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付を受けたので、同法第183条第2項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成9年11月6日政令第324号）第24条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年8月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 縦覧の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階

神戸市都市局工務課

2 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告

神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の事業計画を変更したので、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第184条において準用する第182条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年8月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 防災街区整備事業の名称

神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業

2 事業施行期間

令和6年10月29日から令和10年3月31日まで

3 施行地区

神戸市兵庫区下三条町の一部

4 施行者の名称

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

5 事務所の所在地

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階

神戸市都市局工務課

6 事業計画の決定の年月日

令和6年10月29日

7 事業計画において定めた設計の概要の変更についての認可の年月日

令和7年8月5日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年8月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市須磨区車字梨川山5番14、5番15、6番1、6番6、6番7、6番8、6番9、6番10、6番11、6番12、6番13、6番14、6番15、6番16、6番17、6番18、6番19、6番20、6番21、6番22、6番23、6番24、6番25、6番26、6番27、6番28、6番29、6番30、6番31、6番32、6番33、6番34、6番35、6番36、6番37、6番38、6番39、6番40、6番41、6番42、6番43、6番44、6番45、6番46、6番47、6番48、6番49、6番50、6番51、6番52、6番53、6番54、6番55、6番56、6番57、6番58、6番59、6番60、6番61、6番62、6番63、6番64、6番65、6番66、6番67、6番68、6番69、6番70、6番71、6番72、6番73、6番74、6番75、6番76、6番77、6番78、6番79、6番80、6番81、6番82、6番83、6番84、6番85、6番86、6番87、6番88、6番89、6番90、6番91、6番92、6番93、6番94、6番95、6番95、6番96、6番97、6番98、6番99、6番100、6番101、6番102、6番103、6番104、6番105、6番106、6番107、6番108、6番109、6番110、6番111、6番112、6番113、6番114、6番115、6番116、6番117、6番118、6番119、6番120、6番121、6番122、6番123、6番124、6番125、6番126、6番127、6番128、6番129、6番130、6番131、6番132、6番133、6番134、6番135、6番136、6番137、6番138、6番139、6番140、6番141、6番142、6番143、6番144、6番145、6番146、6番147、6番148、6番149、6番150、6番151、6番152、6番153、6番154、6番155、6番156、6番157、6番158、6番159、6番160、6番161、6番162、6番163、6番164、6番165、6番166、6番167、6番168、6番169、6番170、6番171、6番172、6番173、6番174、6番175、6番176、6番177、7番6の一部、7番7、8番5の一部、8番6、9番2の一部、9番6、10番2の一部、10番3、10番4、10番5、10番6、10番7、字梨川748番7、748番8、748番9、748番10、748番11、748番12、748番9地先水路の一部、字玉子谷695番1、695番2、695番3、695番4、695番5、695番6、695番7、695番8、695番9、695番10、695番11、695番12、695番13、696番2の一部、701番2、701番3一部、702番2、703番2、703番3一部、706番2一部、字大廻り山5番2、5番4の一部、5番5の一部、5番6、5番7、5番8、5番9、5番10、5番11、5番12、5番13、5番14、5番15、5番16、5番17、5番18、5番19、5番20、5番21、5番22、5番23、5番24、5番25、5番26、5番27、5番28、5番29、5番30、5番31、5番32、5番33、5番34、5番35、5番36、5番37、5番38、5番39、5番40、5番40、5番42、5番43、5番44、5番45、5番46、5番47、5番48、5番49、5番50、5番51、5番52、6番2の一部、7番5、7番6の一部、7番7の一部、7番8の一部、7番9の一部、7番10、8番3、8番4、8

番9の一部、8番14の一部、8番15の一部、8番16の一部、8番17の一部、8番19、8番20、8番21、8番22、8番23、8番24、8番25、8番26、8番27、5番2地先里道の一部、白川字井戸小屋奥286番1、286番7、293番1、字高尾8番1、8番38、8番133の一部、8番137、8番138、8番139、8番140、8番141、8番142、8番143、8番144、8番145、8番146、8番147、8番148、8番149、8番150、8番151、8番152、8番153、8番154、8番155、8番156、8番157、8番158、8番159、8番160、8番161、8番162、8番163、8番164、8番165、8番166、8番167、8番168、8番169、8番170、8番171、8番172、8番173、8番174、8番175、8番176、8番177、8番178、8番179、8番180、8番181、8番182、8番183、8番184、8番185、8番186、8番187、8番188、8番189

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中心区本町4丁目4番17号

アートプランニング株式会社

代表取締役 松藤 雅美

神戸市須磨区板宿町3丁目15番14号

学校法人 須磨学園

理事長 西 泰子

許可番号

平成26年10月8日 第6530号

(変更許可 平成28年11月17日 第1281号)

(変更許可 令和3年5月27日 第1453号)

(変更許可 令和4年10月18日 第1497号)

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区道場町道場字東八幡町119番、122番、125番2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境2丁目2番2号

株式会社 飯田産業

代表取締役 築地 重彦

許可番号

令和6年12月26日 第8230号

(変更許可 令和7年6月10日 第2224号)

(変更許可 令和7年8月4日 第2234号)

3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区池上3丁目6番9、6番10、6番15、6番16、6番19の一部、6番20の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

岐阜県多治見市高根町4丁目29番地

中部薬品株式会社

代表取締役 高巢 基彦

許可番号

令和7年4月18日 第8241号

(変更許可 令和7年7月22日 第2230号)

神戸市水道告示第13号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年8月19日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
42331	東成建設 株式会社	神戸市北区上津台 5－3－4	東 泰輝	令和7年7月23日

神戸市教育委員会公告式に関する規則をここに公布する。

令和7年8月19日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第6号

神戸市教育委員会公告式に関する規則

教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に關し必要な事項については、神戸市公告式条例（昭和25年8月条例第198号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

神戸市教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月19日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育長訓令甲第2号

神戸市教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程の一部を改正する訓令

神戸市教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程（令和7年3月教育長訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（要望等の報告等） 第4条 職員等は、記録等により教育長（要望等の内容が次の各号に掲げるものである場合は、当該各号に掲げる者）に報告をし、及びその場で対応が終了した場合又は改めて対応する必要がない場合を除くほか、要望等への対応の方針について決裁を受	（要望等の報告等） 第4条 職員等は、記録等により教育長（要望等の内容が次の各号に掲げるものである場合は、当該各号に掲げる者）に報告をし、及びその場で対応が終了した場合又は改めて対応する必要がない場合を除くほか、要望等への対応の方針について決裁を受

けるものとする。なお、学校園において要望等（第3号にかかるものを除く。）を受けた場合は、記録等により当該事案を所管する教育委員会事務局の所属長に報告し、当該所属長より本条に定める者への報告等を行うものとする。

(1) 特に重要なものであると教育長が判断するもの 市長

(2) 重要でないものであると所属長が判断するもの 所属長の直近上位の上司

(3) [略]

2、3 [略]

(コンプライアンス推進責任者等)

第6条 コンプライアンスを推進するための責任者として次の各号に掲げる者を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

(1)、(2) [略]

(3) コンプライアンス総括推進責任者（以下「総括責任者」という。）
推進責任者の直近上位の上司
（学校園においては所属長）

(4) [略]

（施行細目）

けるものとする。

(1) 特に重要なものであると教育長が判断するもの 教育委員会及び
市長

(2) 所属長の直近上位の上司まで報告するものとして教育長があらかじめ定めるもの 当該上司

(3) [略]

2、3 [略]

(コンプライアンス推進責任者等)

第6条 コンプライアンスを推進するための責任者として次の各号に掲げる者を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

(1)、(2) [略]

(3) コンプライアンス総括推進責任者（以下「総括責任者」という。）
推進責任者の直近上位の上司
（学校園においては教育長があらかじめ定める者とする。）

(4) [略]

（施行細目）

第12条 この訓令の施行に関し必要な
事項は、事務局長が定める。

第12条 この訓令の施行に関し必要な
事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。